

近江八幡市議会会議規則の一部を改正する規則

近江八幡市議会会議規則（平成２２年近江八幡市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第８６条中「印刷して、議員」を「印刷又は電磁的方法により議員」に改める。

第１５７条の次に次の１条を加える。

（情報通信端末機器の使用）

第１５７条の２ 議員及び市長その他の関係機関（以下この条において「議員等」という。）は、情報通信端末機器（議長があらかじめ指定するものに限る。）を議場又は委員会の会議室に持ち込み、会議で使用することができる。

２ 前条の印刷物の配布に代えて運用を電磁的方法により行うときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

３ 議員等の情報通信端末機器の使用に当たっては、第１５６条の規定を準用する。

この規則は、令和５年１０月１日から施行する。

提案理由

本市議会において議会のＩＣＴ化を目的にタブレット端末を導入するに当たり、当該端末の本会議及び委員会における使用について規定するため、所要の改正を行いたく、本議案を提出するものである。